

食安輸発第0625011号

平成20年 6 月 2 5 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公 印 省 略)

「平成20年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（一部改正）

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年6月5日付け食安輸発第0605001号）にて通知したところですが、今般、下記のとおり畜水産食品及び遺伝子組換え食品に係る検査対象及び検査件数を改め、同通知の別添のⅡ及び別表第6を別紙のとおり改正することとしたので、御了知の上、対応方お願いします。

記

- 1 Ⅱの1の(2)のウ「(ア) 腸管出血性大腸菌O157及びO26」の項に「馬 59 件」を加える。
- 2 別表第6の「トウモロコシ穀粒及びトウモロコシ粉砕加工品」の「トウモロコシCBH351、Bt10」に係る検査件数を「119」に改め、「米」の「遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質のうち、Cry1Ac、Cry1Ab、Cry1F、Cry9c、Cry3Bb (Cry3Bb1)」に係る検査件数を「中国 299」に改め、「長粒種以外の米及びその加工品（主原料とするもので、未加熱のものとする。）」の「LLRICE601」に係る検査件数を「米国 119」に改める。

(別添)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画

I 輸入食品等モニタリング検査実施要領（共通事項）

1 実施期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 対象

(1) 食品等

ア. 別表第1に掲げる食品等とし、次に掲げる食品等については除外する。

(イ) 事故品

(ロ) 積み戻り品

(ハ) 税関職員から食品衛生上の問題があるとして連絡のあった食品等

(ニ) 初めて本邦に輸入される食品等

イ. 厚生労働大臣の登録検査機関、輸出国公的検査機関の検査成績書の提出があったもの及び輸入食品等事前確認制度で登録された食品等並びに同一食品等の継続的輸入として、過去の検査成績書の提出のあるものについても対象とする。

(2) 検査項目

別表第1に掲げる食品群について、厚生労働省令又は告示等において定められている項目、添加物、有毒有害物質及び病原微生物等とする。

(3) 検査件数

別表第1に示すとおりとし、企画情報課検疫所業務管理室から別途指示する各検疫所に割り当てられる各食品群の検査項目及び検査件数により年間計画を立て、計画的に検査を実施する。

また、例年と比較して輸入量が急増している品目や新規に輸入が認められた品目などの輸入動向、類似品目の法違反状況、輸入届出の原材料・加工方法等の情報に基づき個別にモニタリング検査の実施が必要と判断される場合にあっては、別表第1によらず検査を実施して差し支えない。

なお、効果的・効率的なモニタリングを行う観点から、採取した1つの検体について、複数の検査項目についての検査を実施するよう努める。

3 検査方法

(1) 検体の採取

食品衛生法第28条に基づき収去し、別表第2により、ロットを代表するものとなるよう食品衛生監視員の判断により無作為に抽出した検査対象から検体を採取する。

なお、検体の採取に当たっては、試験品取扱標準作業書に基づき実施し、採取方法、採取した貨物の形態及び表示事項等について、詳細に記録する。

(2) 試験方法

次の試験法のうちから、各食品等の特性に応じ、適切な試験法を選択し、標準作業

書に基づき正確かつ迅速に行う。

ア. 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）に定められた試験法（以下「告示法」という。）

イ. 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年12月27日厚生省令第52号）に定められた試験法

ウ. 部長通知等で定められた試験法

エ. 厚生労働省監修「食品衛生検査指針」に記載された方法

オ. 日本薬学会編「衛生試験法注解」に記載された方法

カ. その他A. O. A. C. 法等の信頼できる試験法

なお、試験の実施に当たっては、上記以外の試験法であっても、通知等で示している試験方法と比較して、真度、精度及び定量限界において、同等又はそれ以上の性能を有するとともに、特異性を有する試験方法により実施しても差し支えない。

4 試験実施機関への検体の送付

各検疫所で採取した検体は、試験を行うために適切な保存状態を保持し、企画情報課検疫所業務管理室からの別途通知に基づき各試験実施機関へ送付する。

なお、検体の送付に際しては、検体の授受及び試験検査が円滑に行われるよう送付先の担当者と事前に十分調整を図る。

5 結果の報告

モニタリング検査において法違反が発見された場合は、輸入者に対して貨物の流通状況を調査するよう指導するとともに、食品衛生法違反連絡書により企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで速やかに連絡する。

6 その他

(1) モニタリング検査は、輸入届出に対し無作為に抽出を行い、届出重量が少量のものに偏ることや、輸入者の申出等により省略することのないよう配慮する。

(2) 穀類、豆類等のばら積み貨物については、輸入者に対し、貨物の搬入前に届出を行うよう指導する等、あらかじめ十分な時間的余裕をもって輸入状況を把握する。

また、検査対象とする貨物の採取が可能な時間、場所、同一ホールドの貨物の動向等について情報を入手した上、速やかに採取計画を策定し、輸入者に通知する。

Ⅱ 畜水産食品のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 畜水産食品及びその加工品

- ア. 食肉（内臓を含む。）
- イ. 食肉製品
- ウ. 食鳥卵
- エ. チーズ及びその他乳・酪農製品
- オ. 蜂に関連した食品（ハチミツ、ローヤルゼリー、花粉等）
- カ. 水産食品（魚類（ウナギ、サケ・マス、ヒラメ等）、水産動物類（エビ、イカ、タコ等）、貝類（貝柱のみのホタテ貝は除く。）等）

(2) 検査項目及び検査件数

ア. 抗菌性物質等

検査項目は別表第4のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行う。また、検査件数は別表第1に示すとおりとする。

イ. 残留農薬

検査項目は別表第5のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行う。また、検査件数は別表第1に示すとおりとする。

ウ. その他

(ア) 腸管出血性大腸菌O157及びO26

検査件数は、牛肉 598件、馬 59件、加熱せずに食用に供する非加熱食肉製品 119件、ナチュラルチーズ 119件とする。

(イ) リステリア菌

検査件数は、加熱せずに食用に供する非加熱食肉製品 299件、ナチュラルチーズ 299件

(ロ) ノロウイルス

検査件数は、二枚貝 119件、二枚貝以外の貝類 29件とする。

(ハ) A型肝炎ウイルス

検査件数は、二枚貝 119件、二枚貝以外の貝類 29件とする。

(ニ) 麻痺性貝毒、下痢性貝毒

検査件数は、二枚貝 598件、二枚貝以外の貝類 59件とする。

(ホ) 水銀

検査件数は、魚介類 299件

(ヘ) PCB

検査件数は、牛肉 59件、豚肉 59件、魚介類 119件とする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

- ア. 輸入届出ごとに1ロットとし、別表第2の検査項目「畜水産食品の残留有害物質等」の欄による。ただし、微生物に係る検査を実施する場合は、別表第2の検査

項目「微生物」の欄により、加工食品（簡易な加工を除く。）の残留農薬に係る検査を実施する場合は、別表第2の検査項目「農薬 ③」の欄による。

イ. 採取した検体は、微生物検査を実施するものを除き、冷凍状態で試験実施機関に送付されるよう取り扱う。

(2) 試験方法

以下に示す検査項目以外のものについては、告示法又は「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号、以下「残留農薬等通知法」という。）により試験を実施する。

ア. 抗生物質

「輸入畜水産食品の有害物質モニタリング検査実施要領」（平成6年7月13日付け衛乳第113号）中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法（改定）」によることとし、陽性と判定された検体については、同通知中の「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法（改定）」により試験を実施する。

なお、上記の方法により陽性と判定されたものについては、物質名の同定及び定量を行う。

イ. 残留農薬

加工食品（簡易な加工を除く。）にあつては、別途示される試験法により試験を実施する。

ウ. ストレプトマイシン

ハチミツについては、「平成14年度輸入食品等モニタリング検査の実施について」（平成14年3月29日付け食監発第0329005号）中の別添2の別紙2により試験を実施する。

エ. ニトロフラン類

A O Z（3-アミノ-2-オキサゾリドン）、1-アミノヒダントイン、3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドン及びニトロフラゾンを検査対象として、告示法により試験を実施する。

オ. 腸管出血性大腸菌O157及びO26

「腸管出血性大腸菌O157及びO26の検査法について」（平成18年11月2日付け食安監発第1102006号）中の別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157及びO26の検査法」により試験を実施する。

カ. リステリア菌

「乳及び乳製品のリステリアの汚染防止等について」（平成5年8月2日付け衛乳第169号）により試験を実施する。

キ. ノロウイルス

「ノロウイルスの検出法について」（平成15年11月5日付け食安監発第1105001号）により試験を実施する。

ク. A型肝炎ウイルス

「ふん便及び食品中のA型肝炎ウイルスの検査法について」（平成14年8月16日付け食監発第0816001号）により試験を実施する。

ケ. 麻痺性貝毒、下痢性貝毒

麻痺性貝毒については、「貝毒の検査方法等について」（昭和55年7月1日付け環乳第30号）により、下痢性貝毒については、「下痢性貝毒の検査について」（昭和56年5月19日付け環乳第37号）により試験を実施する。

コ. 水銀

「魚介類の水銀の暫定的規制値について」（昭和48年7月23日付け環乳第99号）中の別紙1、2により試験を実施する。

サ. PCB

「食品中に残留するPCBの規制について」（昭和47年8月24日付け環食第442号）で示される分析法により試験を実施する。

3 加工食品（簡易な加工を除く。）の残留農薬検査の留意点

- (1) 採取検体のうち、半量を均一に粉砕して製品での検査に供し、残り半量は未粉砕の状態を保管しておく。
- (2) 検査の結果、残留農薬を検出した場合にあつては、その検出原因を確認し、原材料の残留基準値、配合割合及び製造加工方法等を考慮の上、規格基準への適合性を判断する。
- (3) 製品からの検出原因が不明である場合又は製品での検査が実施困難である場合にあつては、物理的に分離可能な原材料毎に個別に検査を実施する。

Ⅲ 生食用鮮魚介類等に係る腸炎ビブリオのモニタリング検査実施要領

1 実施期間及び対象

(1) 検査強化対象食品

ア. 実施期間

平成20年6月1日から同年10月31日まで

イ. 対象食品

(ア) 平成19年度の検疫所におけるモニタリング検査等により腸炎ビブリオの法違反が認められた食品

- a. 韓国産生食用アカガイ
- b. 韓国産生食用タイラキガイ

(イ) 平成19年度のモニタリング検査等により腸炎ビブリオの法違反が認められなかった食品のうち、平成18年度に違反が認められた食品

- a. 台湾産生食用いずみだい
- b. フィリピン産生食用ウニ

(ウ) 1 (2)の食品において法違反と判断された場合には、当該輸出国の当該食品については、以後、1 (1)「検査強化対象食品」として取り扱う。

(2) 検査強化対象食品以外の食品

ア. 実施期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

イ. 対象食品

食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）により腸炎ビブリオの成分規格が設定されているゆでだこ、ゆでがに（飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。）、生食用鮮魚介類、生食用かき（むき身に限る。）及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）

(3) 検査項目

腸炎ビブリオ

(4) 検査件数

上記1 (1)の対象食品のうち、イ. (ア)及び(ウ)については、当該期間中は、全ての輸入届出について、また、イ. (イ)については、当該期間中は、輸入届出の50%について実施し、当該期間以外の期間は、上記1 (2)の食品とともに、別表第1の水産加工食品「成分規格等」で定める項目別件数の範囲内で行う。

2 検査方法

(1) 検体の採取

別表第2の検査項目「微生物」の欄による。

(2) 試験方法

告示法により試験を実施する。なお、腸炎ビブリオの試験法中「同定方法」及び「同等以上の性能を有すると認められる試験法」については、平成13年6月29日付け食基発第23号により試験を実施する。

3 その他

(1) 上記1(2)の食品の検体の採取については、食品の種類、輸出国、処理施設、輸入者及び過去の検査結果等を十分に考慮し、生食用ウニ及び貝類等汚染の高いと思われる食品を中心に、特に夏期において効率的に実施する。

(2) 食品等輸入届出済証の交付

検査を行ったいずれの食品についても検査結果判明前に食品等輸入届出済証を輸入者に交付して差し支えないこととするが、以下の点に留意する。

ア. 上記1(1)に該当する食品については、食中毒発生の未然防止に資するため、当該検査結果が判明するまで、生食用として消費者等の小売り段階への販売を行わないよう輸入者に対して指導する。

イ. 上記1(2)に該当する食品については、法違反が判明した場合に速やかに当該食品の遡り調査及び回収措置等が可能となるよう、あらかじめ輸入者に対して、当該食品の保管及び流通状況の把握に努めるよう指導する。

(3) 基準値以内の腸炎ビブリオが検出された場合

生食用鮮魚介類、生食用かき（むき身に限る。）及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）については、検査の結果、腸炎ビブリオ最確数が100/g以下であっても、3.0/g以上検出された場合にあっては、腸炎ビブリオの増殖による食中毒発生の未然防止に資するため、国内における保管及び流通時等における保存基準の厳守を指導するとともに、当該食品による食中毒が発生した場合に当該食品の遡り調査が速やかに行われるよう流通状況等について厳格な把握に努めるよう輸入者に対して指導する。

(4) 衛生管理の指導

「輸入生食用むき身ウニ及びアカガイの安全確保について」（平成15年9月19日付け食安監発第0919007号）も参考とし、輸出国の製造所における加工基準の遵守、食品の輸送時及び保管時における保存基準の厳守、製造所が異なる食品については製造所毎に別ロットとして輸入届出を行うこと等、衛生管理の指導の徹底を図るよう輸入者に対して指導する。

IV 農産食品のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 農産食品及びその加工品

- ア. 野菜
- イ. 果実
- ウ. 穀類（ミニマム・アクセス輸入米及び関税化米を含む。）、豆類及び種実類
- エ. 茶

(2) 検査項目及び検査件数

ア. 残留農薬

検査項目は、別表第5のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行う。また、検査件数は、別表第1に示すとおりとする。

イ. アフラトキシン

検査件数は、別表第1に示すとおりとする。

ウ. パツリン

検査件数は、りんごジュース（原料果汁がりんごに由来するものに限る。）及び原料用りんご果汁 299件とする。

エ. デオキシニバレノール（DON）

小麦を対象として、企画情報課検疫所業務管理室が個別に連絡指示する対象船舶について検査を実施する。

オ. カドミウム及びその化合物

検査件数は、米 299件（中国 190件、米国 65件、その他 44件）とする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

ア. 残留農薬（米を除く。）

別表第2の検査項目「農薬」の欄又はばら積み貨物の方法による。

イ. 米の残留農薬、アフラトキシン、カドミウム及びその化合物

別表第3による。

ウ. アフラトキシン（米を除く。）

別表第2の検査項目「アフラトキシン」の欄又はばら積み貨物の方法による。

エ. パツリン

別表第2の検査項目「パツリン」の欄の②又は③の方法による。

オ. DON

別表第2の検査項目「アフラトキシン」の欄又はばら積み貨物の方法による。

(2) 試験方法

ア. 残留農薬

固相抽出による残留農薬一斉分析法、残留農薬等通知法又は告示法により試験を実施する。

なお、固相抽出による残留農薬一斉分析法により試験を実施し、検出された値が残留基準値を超える疑いがある場合には、残留農薬等通知法又は告示法により試験

を実施する。

ただし、加工食品（簡易な加工を除く。）にあつては、別途示される試験法により試験を実施する。

イ. アフラトキシン

「カビ毒（アフラトキシン）を含有する食品の取り扱いについて」（平成14年3月26日付け食監発第0326001号）に示された試験法又はこれと同等以上の性能を有すると認められるその他の方法により試験を実施する。

ただし、その他の方法で試験を実施し検出した場合は、同通知による試験法により確認試験を実施する。

ウ. パツリン

告示法により試験を実施する。

エ. DON

「小麦のデオキシニバレノールに係る暫定的な基準値の設定について」（平成14年5月21日付け食発第521002号）中の別紙2により試験を実施する。

オ. カドミウム及びその化合物

告示法により試験を実施する。

3 加工食品（簡易な加工を除く。）の残留農薬検査の留意点

- (1) 採取検体のうち、半量を均一に粉砕して製品での検査に供し、残り半量は未粉砕の状態を保管しておく。
- (2) 検査の結果、残留農薬を検出した場合にあつては、その検出原因を確認し、原材料の残留基準値、配合割合及び製造加工方法等を考慮の上、規格基準への適合性を判断する。
- (3) 製品からの検出原因が不明である場合又は製品での検査が実施困難である場合にあつては、物理的に分離可能な原材料毎に個別に検査を実施する。

4 その他

(1) 米の検査の留意点

ア. 1の(1)のウ. 中のミニマム・アクセス輸入米とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条及び第31条に定めるものであり、関税化米とは、主要食糧需給及び価格の安定に関する法律第34条に定める納付金を納めて輸入されるものである。

イ. 同一ロット（米の種類（玄米、精米、砕精米、ウルチ米、モチ米等の別）、生産国、輸入者及び本船が同一のもの。）のうち貨物が最初に積み降ろされる港（以下「一次港」という。）において検査を実施する。このため、一次港で実施した同一ロット貨物の検査結果については、一次港を管轄する検疫所がそれ以降の港を管轄する検疫所へ適宜連絡する。

ウ. 植物防疫法に基づくくん蒸が実施される場合にあつては、輸入者に対し、当該くん蒸剤の試験に係る自主検査を実施するよう指導する。

エ. 検体採取時の異物検査については、「輸入米中に混入するヒルガオ科植物種子取

- 扱要領について」（昭和32年4月26日付け衛食第81号）を留意の上、実施する。
- (2) DONの検査の結果、「小麦のデオキシニバレノールに係る暫定的な基準値の設定について」（平成14年5月21日付け食発第521002号）に示すDONの暫定的な基準値を超えた場合にあっては、同通知記の3に基づき、輸入者に対して輸入、販売等の自主規制等の措置について指導を行う。

V 遺伝子組換え食品のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 安全性未審査の遺伝子組換え食品

- ア. トウモロコシ及びその加工品（甘味種及び爆裂種を除く。）
- イ. パパイヤ及びその加工品
- ウ. 米及びその加工品

(2) 安全性審査済の遺伝子組換え食品の含有率

- ア. トウモロコシ及びトウモロコシ粉砕加工品（遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質が物理化学的な変化を受けていないコーングリッツ、コーンフラワー、コーンミール等粉砕加工品及びこれらの調整品に限る。）
- イ. 大豆及び大豆粉砕加工品（遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質及びDNAが物理化学的な変化を受けていないものに限る。）

(3) 検査項目及び検査件数

検査項目及び検査件数については、別表第6のとおりとする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

- ア. トウモロコシ、パパイヤ、大豆及びそれらの加工品並びに米の加工品
「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」（平成13年3月27日付け食発第110号）に示す方法により検体を採取する。

なお、上記1(2)の検査に当たっては、分別生産流通管理に係る証明書、荷送状等により分別生産流通管理の確認が適切に行われていることを確認する。

- イ. 米（米の加工品を除く。）

別表第3による。ただし、残留農薬等とあわせて試験を実施する場合には、検体採取量の合計を2kgとする。

(2) 試験方法

- ア. トウモロコシ、パパイヤ、大豆及びそれらの加工品

「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」（平成13年3月27日付け食発第110号）により試験を実施する。

- イ. 米及びその加工品

(ア) 遺伝子組換えにより新たに発現されるBtタンパク質のうち、Cry1Ac、Cry1Ab、Cry1F、Cry9c、Cry3Bb(Cry3Bb1)

ラテラルフロー法試験紙タイプの市販のTest Kit（Strategic Diagnostics社（SDI）製のSeedバルクテスト Bt1Ac（Cry1Ac用）、Trait コーンバルクテスト Bt1（Cry1Ab用）、Trait コーンバルクテスト Bt1F（Cry1F用）、Trait コーンバルクテスト CryBt9（Cry9c用）及びTrait コーンバルクテスト Cry3Bb（Cry3Bb(Cry3Bb1)用））を用いる方法で行う。実験操作は、基本的にTest Kitの説明書の方法によることとし、試料については、検体採取した米1kgを粉砕したものを、各Test Kitで必要な試料量（Cry1Ac用Test Kitについては9g、Cry1F用Test Kitについては25g、その他Test Kitについては200gを共通に用いる。）を無作為に採取したものをを用いることとする。なお、

Cry1Ac用Test Kitについては、上澄み液にBt1Acテストストリプトを立てる時間を20分間とする。

(イ) Btタンパク質（Cry1Acタンパク質）を発現する組換え遺伝子DNA

「安全性未審査の中国産米加工品の検知法について」（平成19年1月26日付け食安監発第0126006号）により試験を実施する。

(ウ) LLRICE601

「米国産米（長粒種）及びその加工品の取扱いについて」（平成18年9月15日付け食安輸発第0915002号）により試験を実施する。

3 結果の報告及び措置

検査の結果、トウモロコシからCBH351等の安全性未審査の遺伝子組換え食品が検出された場合にあつては、同一本船ホールドのものについてサイロごと、若しくは、はしけごとに検査を実施し、安全性未審査の遺伝子組換え食品が検出されないロットのもののみ食用とするよう輸入者を指導する。なお、サイロごと、若しくは、はしけごとの検査の実施において、輸入者から、当該同一本船ホールドのトウモロコシの搬入時に、登録検査機関による検体採取を行う旨の申し出が事前であり、かつ、適正に採取され保管されていることが記録により確認できる場合にあつては、当該検体を用いて検査を実施して差し支えないこととする。

また、輸入届出されたトウモロコシ又は大豆のうち、輸入届出書に「遺伝子組換えでない」旨の記載があるもの又は遺伝子組換えに係る記載がないものについて、検査を実施した結果、遺伝子組換え食品の含有率が5%を超えることが判明した場合にあつては、分別生産流通管理が適切に行われたか否か輸入者に調査するよう指導する。調査の結果、証明書等により分別生産流通管理が適切に行われていなかった場合には、輸入者に対して食品衛生法第27条に基づく輸入届出事項の訂正及び貨物の状況の調査を行うよう指導するとともに、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで速やかに連絡する。

4 その他

(1) トウモロコシについては、輸入後の加工方式（ドライミリング、ウェットミリング等）について届出時に確認を行い記録する。

(2) 米の検査は、IVの4の事項に留意する。

VI 放射線照射食品のモニタリング検査実施要領

1 対象

- (1) 香辛料、乾燥野菜及び茶(茶の代用品を含む。)

黒胡椒、ウコン、オレガノ、パプリカ、赤唐辛子、フェネグreek、クミン、セロリシード、オールスパイス、黒胡麻、コリアンダー、生姜、カシア、パセリ、ローレル、わさび、シナモン、乾燥しいたけ、乾燥だいこん、ウーロン茶、プーアール茶、麦茶及びドクダミ茶

- (2) 検査項目及び検査件数

放射線照射の有無について検査を行う。検査件数は、別表第1に示すとおりとする。

2 検査方法

- (1) 検体の採取

別表第2の検査項目「添加物」の欄の②の方法による。

- (2) 試験方法

「放射線照射された食品の検知法について」(平成19年7月6日付け食安発第0706002号)により試験を実施する。

3 その他

- (1) 試料への標準線量の照射は、次の機関に依頼すること。

原子燃料工業株式会社 熊取事業所

〒590-0481 大阪府泉南郡熊取町朝代西1丁目950番地

TEL 072-452-3901 FAX 072-453-3559

- (2) 検知された場合は、食品衛生法第11条違反として措置するとともに、輸入者に対し、製造国及び原料の生産国における放射線照射の有無等について確認を行うこと。

Ⅶ 計画輸入貨物のモニタリング検査実施要領

1 検査の実施

- (1) 食品衛生法施行規則第32条第4項に定める輸入手続きによる農産食品等については、初回届出時に必ず現場検査及び残留農薬等に係る検査を実施する。なお、自主検査成績書が添付されており、残留農薬に係るモニタリング検査が省略できると考えられる場合等にあつては、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで照会する。
- (2) 到着予定年月の前月に輸入者に連絡し、輸入年月日、荷捌予定、通関業者等検査に必要な情報を確認する。また、貨物が本船通関される場合には、円滑な採取が行えるよう輸入者と十分に調整した後、搬入港を所管する検疫所が採取を実施する。

2 検査対象の抽出

初回届出がなされた検疫所においては、輸入者から提出された輸入計画に基づき、以下の頻度を目安に、輸入時期、生産地域等を勘案し、モニタリング検査を実施する。

なお、対象貨物が他の検疫所が担当する海空港に搬入される場合には、当該検疫所と協議して計画を策定する。

輸入計画における年間輸入件数 (2回目以降)	モニタリング件数 (2回目以降)
11 ~ 40	1
41 ≦	2

3 その他

上記2の検査は、同一ロットの貨物が複数の海空港に積み降ろされ、当該貨物が法違反となった場合、大量の貨物を速やかに措置する必要が生じることから、同一ロットの貨物が最初に到着し、積み降ろされる海空港において実施するよう配慮する。